



3月から4月は、就職や転勤、入学などにより、住所の異動が多くなります。町では、平日に来庁が困難な方のために、毎週日曜日に実施している日曜開庁の業務に転入届や転出届など、住所異動に関する届出の受付業務を追加して業務を行いますので、ご利用ください。

日曜日でも手続きができます！ 異動シーズンの日曜開庁窓口のご案内

- ◇実施期間 3月14日(日)から4月11日(日)までの毎週日曜日
- ◇開庁時間 午前8時30分～午後5時15分
- ◇開庁場所 本庁町民税務課

◇注意事項 手続きの際には書類等が必要となる場合があります。事前に問い合わせのうえお越しください。なお、戸籍の届出(出生届、婚姻届、死亡届など)は時間外でも受領します。

◇問い合わせ 町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373

日曜開庁で取り扱う業務一覧表

現在実施している業務	繁忙期に追加して行う業務
①個人の住民票の交付※	⑫転出届
②世帯全員の住民票の交付※	⑬転入届
③印鑑証明書の交付※	⑭転居届
④戸籍抄本(個人事項証明)の交付※	⑮異動に伴う国民健康保険の手続
⑤戸籍謄本(全部事項証明)の交付※	⑯異動に伴う児童手当の手続
⑥戸籍の附票の写しの交付※	⑰異動に伴う医療費助成の手続
⑦納税証明書の交付	⑱異動に伴う国民年金の手続
⑧所得証明書の交付	※①②④⑤⑥→運転免許証等の本人確認書類を持参してください。
⑨課税(非課税)証明書の交付	※③→印鑑登録カードを持参してください。
⑩資産証明書の交付	※④⑤→除籍・改製原戸籍は交付できません。
⑪町税(介護保険料を含む)の納付	

- ◇開設日 3月20日(土)から4月4日(日)までの毎週土曜日と日曜日
- ◇受付時間 午前8時30分～午後5時15分
- ◇開設場所 上下水道事業所 窓口
- ※本庁町民税務課窓口でも受付しています。
- ◇業務内容 水道の給水開始・中止の業務、上下水道料金の収納業務
- ※水道の給水開始・中止の手続きの際は、印鑑を持参してください。

◇問い合わせ 南三陸町マイサービス ☎012000371132



住所異動にともなう給水開始や中止の業務

次の期間は、土曜日や日曜日でも水道の給水開始や中止などの業務を行います。

4月から平成の森は指定管理者が管理・運営します

生涯学習課スポーツ振興係(スポーツ交流村内) ☎47-1131
平成の森管理事務所 ☎36-3115

お問い合わせ



町では、民間ノウハウの活用による利用者サービスの向上と管理経費の縮減を図るため、平成の森に指定管理者制度を導入し、4月1日からは、「太平洋ビルサービス株式会社」が指定管理者として平成の森の管理・運営を行います。

施設利用上の主な変更点

指定管理の開始に伴う施設利用上の主な変更点は、次のとおりです。

- 【施設利用許可申請】 利用者が指定管理者に申請を行います。
- 【施設利用許可】 指定管理者が申請者(利用者)に許可します。
- 【施設利用料金】 条例で定める「施設利用料金基準額」の範囲内で、指定管理者が町長の承認を得て決定します。なお、宿泊に伴う食事料金については、条例で基準額を規定していないことから、指定管理者が別途定める額となります。
- 【施設利用料金の支払い方法】 利用者が指定管理者に直接支払うこととなります。支払い方法は、前払い(または当日精算)が原則です。



3月の移動町長室は、3月18日(木)です!

「移動町長室」は、毎月1回、町長室を歌津総合支所に移動して、そこで町長または副町長が執務を行います。

執務時間は、午前9時～午後3時までです。

◇問い合わせ 歌津総合支所地域生活課 ☎36-3921

施設名称の変更

4月1日から新たな条例が施行されることにより、施設の名称が次のように変わります。

「林間広場」↓「多目的運動場」

「長期滞在施設等」↓「宿泊棟」

その他

緑の館のレストランについては、通年営業のレストランとしてリニューアルオープンする予定です。